

工事請負契約書（案）

件名 総合研究大学院大学中央監視盤交換工事

請負代金額 金 円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

ただし、代金額のうち消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人総合研究大学院大学 学長 長谷川 真理子と請負者 代表取締役

との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 請負者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。

第2条 工事は、三浦郡葉山町上山口字間門1560-35（葉山団地構内）において施工する。

第3条 着工時期は、平成29年8月23日とする。

第4条 完成期限は、平成29年12月1日とする。

第5条 契約保証金は、納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 請負者は、すみやかに工事の目的物及び工事材料について建設組立保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金は、1回にて支払うものとする。工事完成後に適法な請求書受理後月締めの翌月20日に国立大学法人総合研究大学院大学財務課より支払う。

第8条 請負者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

54号）第3条の規定に違反し、又は請負者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 この契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 請負者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を発注者に支払わなければならない。

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約そ

の他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第10条 完成通知書は、財務課専門員に送付するものとする。

第11条 請負代金の請求書は、財務課専門員に送付するものとする。

第12条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人総合研究大学院大学会計実施規程及び工事請負等契約規程並びに工事請負契約基準を適用する。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者請負者間において協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者・請負者は記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年 8月22日

発注者 神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門1560-35

国立大学法人総合研究大学院大学

学 長 長谷川 真理子

請負者